

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会

日 時 令和4年9月30日（金） 10時00分～

場 所 広島合同庁舎1号館附属棟2階 大会議室

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

3 閉 会

令和4年度 第1回

広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿 ----- P.	1
別冊 No. 2 -1	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(現行)----- P.	2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類) P.	3
-3	中分類	P. 4
-4	令和4年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 7
別冊 No. 3	令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況(自動車製造・輸送機械等) P.	9
別冊 No. 4	令和4年度最低賃金実態調査概要(自動車・同附属品製造業) ---- P.	10
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差 ----- P.	15
4 -2	賃金分布図 ----- P.	16
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移 ----- P.	18
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額 ----- P.	19
4 -5	事業所規模別未満率 ----- P.	20
4 -6	引上げ試算表(令和4年 自動車・同附属品製造業) ----- P.	21
4 -7	経過表(自動車・同附属品製造業) ----- P.	22

令和4年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車・同附属品製造業最低賃金)

広島労働局

令和4年9月9日任命

区分	氏名	現職
公益代表	いのうえ しゅうこ 井上 周子	弁護士
	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
	はせがわ えいじ 長谷川 栄治	弁護士
労働者代表	ふくだ せいじ 福田 聖二	全国マツダ労働組合連合会 副会長
	やまさき ひでのぶ 山崎 英伸	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	やまだ としまさ 山田 敏正	マツダ労働組合 労働政策室長
使用者代表	くわはら たつと 桑原 立人	東友会協同組合 専務理事
	こうろぎ ゆきひろ 興梧 幸広	マツダ株式会社 人事本部人事労政部部长
	はせがわ のぶお 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間938円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和3年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

自動車・同附属品製造業	
適用する使用者	広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より （青字は事務局にて加筆）	
E31	輸送用機械器具製造業のうち
E310	管理，補助的経済活動を行う事業所（311 自動車・同附属品製造業に限る）
E3100	主として管理事務を行う本社等
E3109	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
E311	自動車・同附属品製造業
E3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）
E3112	自動車車体・附随車製造業
E3113	自動車部分品・附属品製造業
L7282	純粹持株会社（311 自動車・同附属品製造業に限る）

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

大分類E－製造業

中分類31－輸送用機械器具製造業

総説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

ただし、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所は細分類 3112 に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類 3113 に、主として構内運搬車両を製造する事業所は小分類 315 に、トラクタを製造する事業所は中分類 26 [2611 又は 2621] に分類される。

- 自動車製造業(二輪自動車を製造するものを含む);バス完成車製造業(主として車体架装を行うものを除く);電気自動車製造業;ダンプトラック製造業;自動車シャシー製造業;モータスクータ製造業;消防自動車製造業;自動車製造組立業
- ×自動車車体製造業 [3112];自動車部分品製造業 [3113];農業用トラクタ製造業 [2611];建設用トラクタ製造業 [2621];フォークリフトトラック製造業 [3151];自動車再生業 [8919]

3112 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車,トラック,バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

主として自動車の完成品及び自動車シャシーを製造する事業所は細分類 3111 に、また、乗用車,トラック,バス用の鍛造品及びプレス加工車体附属品,部分品を製造する事業所は金属の種類によって中分類 24 [2451 又は 2452] に分類される。

- 自動車車体製造業;ボデー製造業(自動車用);トレーラ製造業;消防自動車製造業(主として自動車シャシーに架装を行うもの)
- ×自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業 [245];自動車用プレス加工金属製品製造業 [245]

3113 自動車部分品・附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

主な製品は、自動車エンジン並びにその部分品,ブレーキとその部分品,クラッチ車軸,ラジエータ,デファレンシャルギヤ,トランスミッション,車輪,窓ふき,オイルフィルタ,オイルストレナーのような他に分類されない部分品,附属品類である。

主として自動車完成品の製造や組立てを行う事業所は細分類 3111 に、タイヤ,チューブを製造する事業所は中分類 19 [1911] に、自動車用ガラスを製造する事業所は中分類 21 [2112] に、自動車用金物を製造する事業所は中分類

24 [2429] に、自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は中分類 24 [245] に、ヘッドライトを製造する事業所は中分類 29 [2942] に、点火装置を製造する事業所は中分類 29 [2922] に、蓄電池を製造する事業所は中分類 29 [2951] にそれぞれ分類される。

- 自動車エンジン・同部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキ・同部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車用）；変速機製造業（自動車用）；デフレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルストレーナ製造業（自動車用）；二輪自動車部分品製造業；自動車バルブ製造業；カークーラー製造業；カーヒーター製造業；カーエアコン製造業；ワイパー製造業；クラクション製造業；カーライター製造業；ステアリング（自動車用）製造業；自動車内燃機関製造業；原動機付自転車内燃機関製造業
- ×自動車製造組立業 [3111] ；タイヤ・チューブ製造業 [1911] ；自動車用ガラス製造業 [2112] ；自動車用金物製造業 [2429] ；アッパータンク製造業 [2446] ；自動車用スタンプ加工品製造業 [245] ；ヘッドライト製造業 [2942] ；蓄電池製造業 [2951] ；自動車用代燃装置製造業 [2596]

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和4年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理，補助的活動を行う事業所	1	25
E2211 高炉による製鉄業	2	4,890
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	11	619
E225 鉄素形材（銑鉄鋳物）製造業	43	1,167
E229 その他の鉄鋼業	183	2,424
計	240	9,125

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理，補助的活動を行う事業所	10	34
E244 建設用・建築用金属製品製造業	563	5,744
E249 その他の金属製品製造業	75	1,613
計	648	7,391

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 25 はん用機械器具製造業	369	8,630
E 26 生産用機械器具製造業	913	18,470
E 27 業務用機械器具製造業	24	406
計	1,306	27,506

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	64	7,105
E 29 電気機械器具製造業	284	7,180
E 30 情報通信機械器具製造業	15	1,766
計	363	16,051

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	44
E 311 自動車・同附属品製造業	300	32,850
計	303	32,894

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	14
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	483	10,727
計	488	10,741

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	4	749
I 561 百貨店，総合スーパー	48	8,776
I 569 その他の各種商品小売業	35	258
計	87	9,783

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	11	288
I 591 自動車小売業	1,661	11,115
計	1,672	11,403

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

別冊資料No.3

都道府県	地域別番号	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出理由別	申出日	必要性 届出日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審
秋田	822	20	輸送機械	-	877	907	+30	改正	協約	7/27	8/5	8/23	有	9/29
山形	822	24	輸送機械	-	861	888	+27	改正	公正	7/26	8/6	8/24	有	10/22
福島	828	29	輸送機械	-	870	890	+20	改正	協約	7/16	7/26	8/5	有	10/14
栃木	882	39	輸送機械	-	920	947	+27	改正	協約	7/15	8/5	8/23	有	10/19
群馬	865	44	輸送機械	-	910	935	+25	改正	公正	7/21	7/29	8/6	有	10/19
埼玉	956	47	輸送機械	-	966	990	+24	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/15
東京	1041	61	輸送機械	-	838	-	-	改正	協約	7/29	8/10	11/19	無	-
神奈川	1040	67	自動車製造①	-	855	-	-	無	-	-	-	-	-	-
富山	877	73	一般機械・輸送機械	-	912	934	+22	改正	協約	7/13	8/5	8/23	有	10/25
石川	861	81	輸送機械	-	922	946	+24	改正	協約	7/29	8/27	8/27	有	10/25
山梨	866	89	輸送機械	-	919	938	+19	改正	協約	7/26	7/29	8/23	有	10/12
長野	877	91	一般機械・輸送機械	-	905	927	+22	改正	公正	7/30	8/5	8/23	有	10/15
岐阜	880	95	輸送機械(自)	-	932	951	+19	改正	協約	7/5	7/30	8/20	有	10/11
静岡	913	100	一般機械・輸送機械	-	951	970	+19	改正	協約	7/2	7/30	8/6	有	10/15
愛知	955	108	輸送機械	-	957	976	+19	改正	協約	6/24	7/1	8/5	有	10/1
三重	902	118	輸送機械	-	942	962	+20	改正	協約	6/25	7/13	8/5	有	10/18
滋賀	896	123	輸送機械	-	936	957	+21	改正	公正	7/12	8/4	8/23	有	10/20
京都	937	129	輸送機械	-	947	968	+21	改正	協約	7/15	7/20	8/26	有	11/8
大阪	136		一般機械・輸送機械	-	968	997	+29	改正	協約	6/29	7/6	8/30	有	9/15
	992	138	輸送機械(自)	-	970	998	+28	改正	協約	6/29	7/6	9/1	有	9/24
島根	824	160	輸送機械	-	887	919	+32	改正	公正	7/16	8/24	8/24	有	10/28
岡山	862	167	輸送機械(自)	-	921	936	+15	改正	公正	6/21	7/2	10/6	有	11/4
広島	899	174	輸送機械(自)	-	915	938	+23	改正	協約	6/17	8/5	8/5	有	10/29
山口	857	180	輸送機械	-	937	965	+28	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/11
福岡	870	198	輸送機械	-	944	957	+13	改正	協約	6/30	7/27	8/17	有	10/6
熊本	821	208	輸送機械	-	888	902	+14	改正	協約	6/28	7/8	8/5	有	10/13
大分	822	213	輸送機械(自・船)	-	878	894	+16	改正	協約	7/29	8/2	8/23	有	10/19

令和4年度

最低賃金実態調査の概要

(自動車・同附属品製造業)

広島労働局

- 資 料 目 次 -

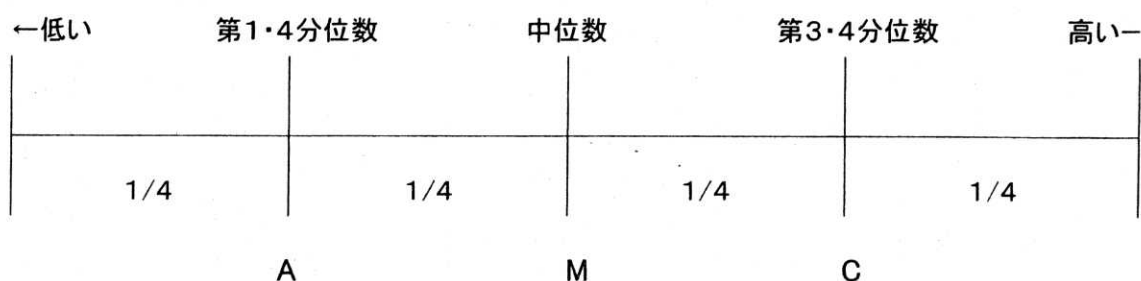
1	分位偏差	資料No.4-1
2	賃金分布図グラフ	資料No.4-2
3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	..	資料No.4-3
4	中位数・時間当たりの平均賃金額	...	資料No.4-4
5	事業所規模別未満率	資料No.4-5
6	引上げ試算表	資料No.4-6
7	経過表（平成16年度～令和3年度）	資料No.4-7

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が30万円に対する4分位偏差5万円と、中位数20万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$4分位分散係数 = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

【自動車・同附属品製造業】

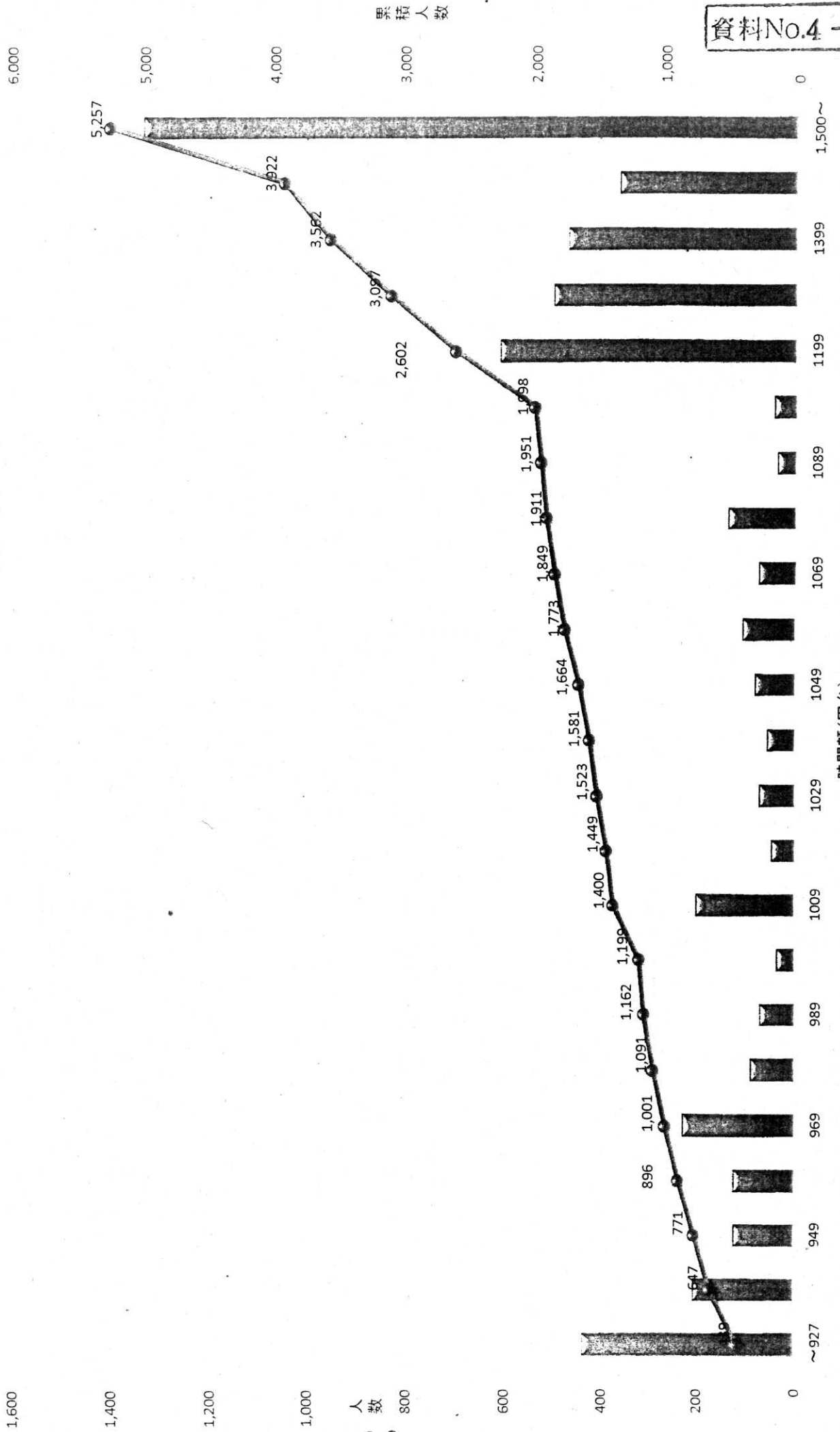
規模	内 訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	第1・20分位数(円)	830	820	850	879	873	900
	対前年増減率	3.75%	-1.20%	3.66%	3.41%	-0.68%	3.09%
	第1・10分位数(円)	850	860	875	900	901	938
	対前年増減率	4.04%	1.18%	1.74%	2.86%	0.11%	4.11%
	第1・4分位数(円)	923	938	941	950	981	1,000
	対前年増減率	-0.11%	1.63%	0.32%	0.96%	3.26%	1.94%
	中位数(円)	1,120	1,154	1,164	1,100	1,188	1,201
	対前年増減率	2.85%	3.04%	0.87%	-5.50%	8.00%	1.09%
	労働者数	5,486	5,154	5,301	4,646	5,691	5,257
1 9 人	第1・20分位数(円)	800	825	820	870	871	900
	対前年増減率	0.00%	3.13%	-0.61%	6.10%	0.11%	3.33%
	第1・10分位数(円)	800	850	850	890	880	905
	対前年増減率	-4.76%	6.25%	0.00%	4.71%	-1.12%	2.84%
	第1・4分位数(円)	900	930	892	958	923	950
	対前年増減率	-12.02%	3.33%	-4.09%	6.50%	-3.65%	2.93%
	中位数(円)	1,193	1,158	1,158	1,170	1,140	1,170
	対前年増減率	-6.87%	-2.93%	0.00%	1.04%	-2.56%	2.63%
	労働者数	597	432	357	248	459	432
10 29 人	第1・20分位数(円)	842	818	875	895	873	900
	対前年増減率	8.23%	-2.85%	7.00%	2.29%	-2.46%	3.09%
	第1・10分位数(円)	850	830	892	900	890	915
	対前年増減率	6.25%	-2.35%	7.47%	0.90%	-0.11%	2.81%
	第1・4分位数(円)	920	880	927	922	929	972
	対前年増減率	4.55%	-4.35%	5.34%	-0.54%	0.76%	4.63%
	中位数(円)	1,111	1,031	1,078	1,070	1,082	1,146
	対前年増減率	5.91%	-7.20%	4.56%	-0.74%	1.12%	5.91%
	労働者数	1,690	1,563	1,553	1,463	1,752	1,638
30 99 人	第1・20分位数(円)	833	820	850	873	880	923
	対前年増減率	3.09%	-1.56%	3.66%	2.71%	0.80%	4.89%
	第1・10分位数(円)	850	870	870	900	915	948
	対前年増減率	3.66%	2.35%	0.00%	3.45%	1.67%	3.61%
	第1・4分位数(円)	931	1,000	1,000	960	1,028	1,028
	対前年増減率	-1.38%	7.41%	0.00%	0.40%	7.08%	±0
	中位数(円)	1,117	1,216	1,189	1,110	1,248	1,256
	対前年増減率	3.52%	8.86%	-2.22%	-6.64%	12.43%	0.64%
	労働者数	3,199	3,159	3,391	2,935	3,480	3,187

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

【自動車・同附属品製造業の最低賃金】

年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	850円	870円	892円	914円	915円	938円
発効日	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31

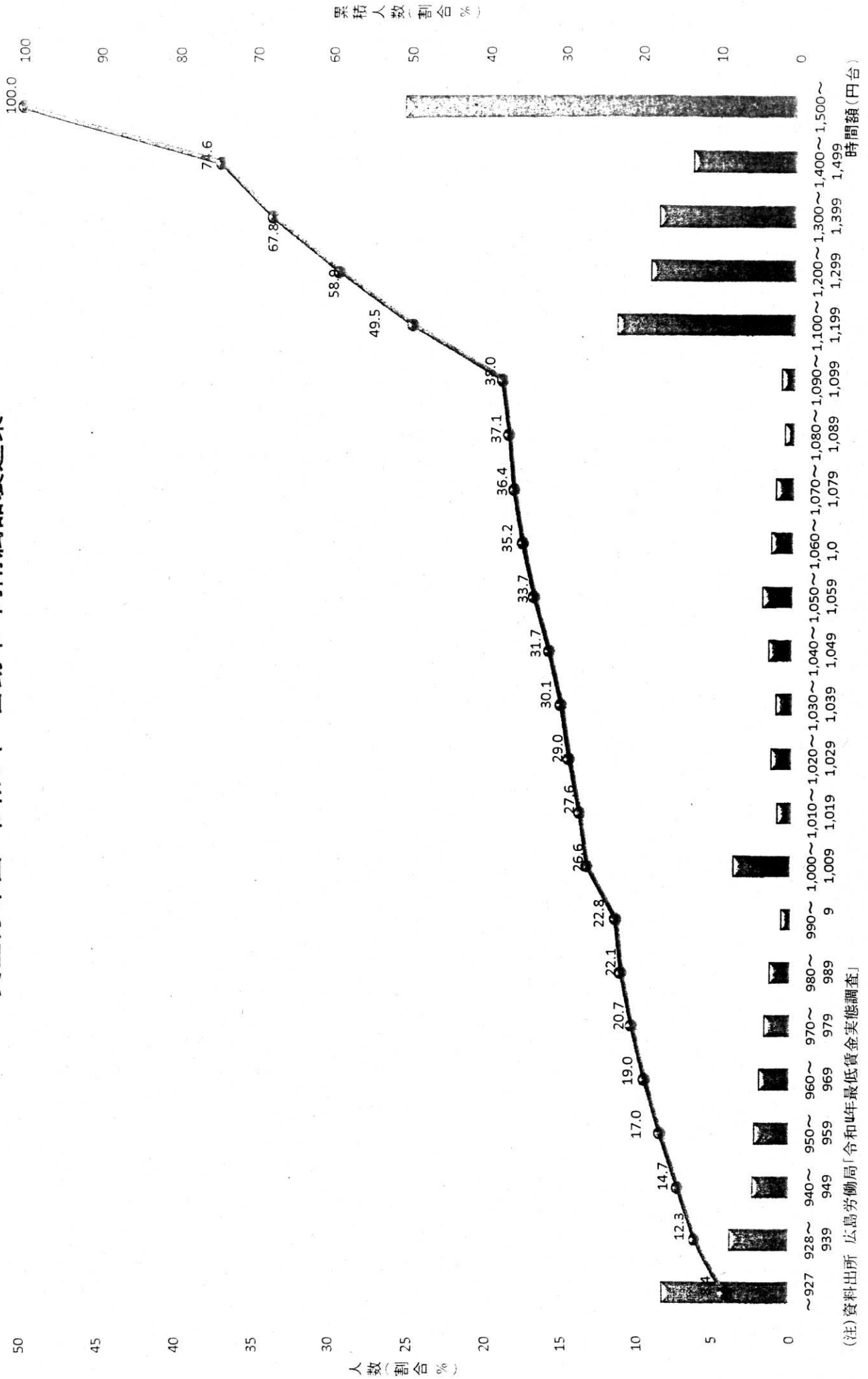
賃金分布図 令和4年 自動車・同附属品製造業



資料No.4-2

(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

賃金分布図 令和4年 自動車・同附属品製造業



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

自動車・同附属品製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



時間額(円)

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
— 最低賃金額	790	801	817	833	850	870	892	914	915	938
— 平均賃金額	1,338	1,331	1,245	1,282	1,275	1,279	1,316	1,233	1,310	1,357

中位数・時間当たりの平均賃金額

【自動車・同附属品製造業】

最低賃金額 938円

	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,201 円	1,357 円
規模(1～9人)	1,170 円	1,283 円
規模(10～29人)	1,146 円	1,279 円
規模(30～99人)	1,256 円	1,407 円

(注) 資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

【自動車・同附属品製造業】

最低賃金額 938円

	未満率	未満労働者数
規模計	9.3 %	488 人
規模(1~9人)	16.0 %	69 人
規模(10~29人)	13.7 %	225 人
規模(30~99人)	6.1 %	194 人

全労働者数	5,257
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和4年 自動車・同附属品製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)
【 現 行 】		938		
1	0.11	939	12.3	647
2	0.21	940	12.3	647
3	0.32	941	13.3	698
4	0.43	942	13.7	722
5	0.53	943	13.8	727
6	0.64	944	14.0	738
7	0.75	945	14.5	761
8	0.85	946	14.5	764
9	0.96	947	14.5	764
10	1.07	948	14.5	764
11	1.17	949	14.7	771
12	1.28	950	14.7	771
13	1.39	951	16.5	869
14	1.49	952	16.5	869
15	1.60	953	16.6	872
16	1.71	954	16.6	872
17	1.81	955	16.6	874
18	1.92	956	16.8	885
19	2.03	957	16.9	888
20	2.13	958	16.9	888
21	2.24	959	17.0	893
22	2.35	960	17.0	896
23	2.45	961	18.0	948
24	2.56	962	18.3	963
25	2.67	963	18.3	963
26	2.77	964	18.4	968
27	2.88	965	18.5	973
28	2.99	966	18.8	986
29	3.09	967	18.8	986
30	3.20	968	18.9	991
31	3.30	969	19.0	1,001
32	3.41	970	19.0	1,001
33	3.52	971	19.6	1,031
34	3.62	972	20.0	1,051
35	3.73	973	20.2	1,060

(注)全労働者数	5,257
----------	-------

(注) 「令和3年最低賃金実態調査」における「広島県自動車・同附属品製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経過表

資料No.4-7

(自動車・同附属品製造業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	739	2	0.3	11.5	11.8
平成17年度	743	4	0.5	7.0	7.6
平成18年度	748	5	0.7	4.6	5.8
平成19年度	758	10	1.3	9.1	12.1
平成20年度	769	11	1.5	7.4	7.8
平成21年度	772	3	0.4	7.9	8.5
平成22年度	781	9	1.2	7.0	13.7
平成23年度	784	3	0.4	9.1	9.9
平成24年度	790	6	0.8	2.5	6.2
平成25年度	801	11	1.4	0.3	2.9
平成26年度	817	16	2.0	0.9	4.8
平成27年度	833	16	2.0	8.6	13.8
平成28年度	850	17	2.0	7.0	13.7
平成29年度	870	20	2.4	7.1	14.9
平成30年度	892	22	2.5	10.8	20.0
令和元年度	914	22	2.5	11.2	22.1
令和2年度	915	1	0.1	13.7	19.3
令和3年度	938	23	2.5	9.3	12.3

(注)資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」